

須賀川市移住支援金 該当チェックリスト

1 移住に関する要件【(1)と(2)はそれぞれに該当、(3)と(4)はすべてに☑が必要】

(1) 須賀川市に転入する直前に10年間のうち、通算5年以上下記の条件に該当する。

- ☐ 23区内に住んでいた。
- ☐ 東京圏に住んでおり、23区内に通勤していた。
 - ※ 申請者が雇用保険の被保険者 or 法人経営者 or 個人事業主であった場合に限りします。
 - ※ 東京圏から23区内の大学等に通学し、その後23区内の企業に就職した場合、その期間も対象となります。

(2) 須賀川市に転入する直前の1年間は継続して下記の条件に該当する。

- ☐ 23区内に住んでいた。
- ☐ 東京圏に住んでおり、23区内に通勤していた。
 - ※ 申請者が雇用保険の被保険者 or 法人経営者 or 個人事業主であった場合に限りします。
 - ※ 東京圏から23区内の大学等に通学し、その後23区内の企業に就職した場合、その期間も対象となります。

(3) 須賀川市への転入について【すべてに☑】

- ☐ 転入日がR1.6.20以降である。
- ☐ 転入日から1年以内に移住支援金を申請する。
- ☐ 移住支援金の申請日から5年以上継続して須賀川市に住む意思がある。

(4) その他【すべてに☑】

- ☐ 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係がある者でない。
- ☐ 日本人または外国人である。外国人の場合は、下記のうちいずれかの在留資格を有している。
【☐永住者 ☐日本人の配偶者等 ☐永住者の配偶者等 ☐定住者 ☐特別永住者】
- ☐ 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。

◎2-(1)～(4)はどれか一つを選択

2-(1) 仕事に関する要件(就業)【アカイの一方すべてに☑が必要】

ア 一般の場合【すべてに☑】

- ☐ 勤務地が東京圏以外
- ☐ 「感動！ふくしまプロジェクト」に移住支援金対象として掲載されている求人または他県の同様のマッチングサイトに掲載されている求人に応募して採用された。(就業場所は須賀川市外でも可)
- ☐ 上記求人への応募日がサイトへ移住支援金対象求人が掲載された日以降である。
3親等以内の者が代表者、取締役等である法人への就業でない。
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職している。
- ☐ 就業した法人に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思がある。
- ☐ 転勤・出向・出張・研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用である。

イ 専門人材の場合【すべてに☑】

- ☐ 県のプロフェッショナル人材事業または内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した。
- ☐ 勤務地が東京圏以外
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職している。
- ☐ 就業した法人に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思がある。
- ☐ 転勤・出向・出張・研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用である。
- ☐ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加など、離職することが前提でない。

2-(2) 仕事に関する要件(テレワーク)【すべてに☑が必要】

- ☐ 勤務先等からの命令ではなく、自己の意思で須賀川市へ移住し、須賀川市を生活の拠点として、移住前の業務を継続して行うこと。
- ☐ 移住先でテレワークにより勤務することとし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
- ☐ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

2-(3) 仕事に関する要件(関係人口)【アイにそれぞれ1つずつに☑が必要】

ア 移住前に関する要件【いずれかに☑】

- ☐ 【イベント】県、本市若しくは本市の関係団体が主催又は出展した移住関連イベントへの参加している。(出展イベントの場合は本市に限る。)
- ☐ 【ファンクラブ】本市が運営する会員制の団体(ファンクラブ)等に登録している。
- ☐ 【地域づくり】須賀川市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している。
- ☐ 【多拠点】多拠点で生活しており、須賀川市を拠点の一つとしている。
- ☐ 【ふるさと納税】本市にふるさと納税をしたことがある。

イ 移住後に関する要件【いずれかに☑】

- ☐ 【就業】県内企業等に就職し、かつ下記の要件をすべて満たしている。
 - ☐ 週20時間以上の無期雇用契約である。
 - ☐ 就業してから5年以上継続して勤務する意思がある。
 - ☐ 転勤・出向・出張・研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用である。
- ☐ 【起業】県内で新規に起業し、開業の届出をしている。
- ☐ 【就農】県内で農林水産業に就業している。(将来的な就業のための研修等を含む。)
- ☐ 【家業】家業へ就業すること(ただし、就業先は市内に限る。)
- ☐ 須賀川市で地域づくり活動又は地域活性化の活動に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある。

2-(4) 仕事に関する要件(起業)【すべてに☑が必要】

- ☐ 福島県起業支援事業の起業支援金の交付を受けている。

3 世帯に関する要件【世帯向けの金額を申請するときは、すべてに☑】

- ☐ 須賀川市への転入前に住民票があった区市町村で、申請者を含む2人以上の世帯員が、住民票上で同じ世帯に属していた。
- ☐ 移住支援金の申請時に、申請者を含む2人以上の世帯員が、住民票上で同じ世帯に属している。
- ☐ 申請者を含む2人以上の世帯員が、全員R1.6.20以降に須賀川市に転入した。
- ☐ 移住支援金の申請時に、申請者を含む2人以上の世帯員が、全員転入から1年以内である。
- ☐ 申請者を含む2人以上の世帯員が、全員暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係がある者でない。